「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びポーランドによって 2017 年 6 月 7 日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(以下「BEPS防止措置実施条約」という。)によって修正される、1980 年 2 月 20 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約」(以下「条約」という。)の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって 2018 年 9 月 26 日に、及びポーランドによって 2018 年 1 月 23 日に寄託者(経済協力開発機構事務総長)にそれぞれ提出 された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するBEPS防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びBEPS防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるBEPS防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、BEPS防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、BEPS防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている(例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている)。同様に、BEPS防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、BEPS防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、BEPS防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及びポーランドについて2018年7月1日に効力を生ずる。

BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。

- (a) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2019年1月1日以後に生ずる課税事象
- (b) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、2019 年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約

日本国政府及びポーランド人民共和国政府は、 両国間の経済関係の一層の発展及び促進を図ることを希望し、 所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを決定して、

(注)次のBEPS防止措置実施条約第六条1に規定する段落は、条約の前 文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は 租税の軽減(両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために 条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約 漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、 二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第三条1(同条3の規定による修正の後のもの)の規定は、条約について適用される。

第三条 課税上存在しない団体

1 条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと

第二条

- 1 この条約の対象である租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

- (b) ポーランドにおいては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 賃金又は給料に対する税
 - (iii) 所得税及び賃金又は給料に対する税の付加税 (以下「ポーランドの租税」という。)
- 2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の 署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一の又はこれ と実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)に ついても、また、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国 の税法について行われた改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通 知する。

第三条

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
 - (b) 「ポーランド」とは、ポーランド人民共和国をいい、地理的意味で 用いる場合には、ポーランドの租税に関する法令が施行されているす べての領域をいう。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国 又はポーランドをいう。
 - (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はポーランドの租税を いう。
 - (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
 - (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する 団体として取り扱われる団体をいう。

- (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をび他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びに当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが当該一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。
- (i) いずれかの締約国について「権限のある当局」とは、その締約国の 大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- (j) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機 による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶 又は航空機による運送を除く。)をいう。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関する当該一方の締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、両 締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居 住者であるとみなされる締約国を決定する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第四条1 (同条3(e)の規定による修正の後のもの)の規定は、条約第四条3の規定に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

1 条約第四条1の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以

外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する 場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、十二箇月を超える期間存 続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、 含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのために のみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のために のみ保有すること。
 - (d) 企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集すること のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うこと のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位 を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つているという 理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされ ない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国に存在する不動産から取得する 所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令上有する意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているか否かを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用 から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に ある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当 該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国 の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内 で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せら れる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することが できる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設の取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を 含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存 在する締約国内で生じたものであるか他の場所において生じたものであ るかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の 当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国に ある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の 方法によつてその締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、 用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に 定める原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために行つた物品又は商品の単なる購入を理由と しては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによ

- つて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに つき、ポーランドの企業である場合には日本国における事業税、日本国の 企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でポーランド において今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、また、適用する。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本 に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約について適用される。

第十七条 対応的調整

1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、その 配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締 約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国にお いて当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提 供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分 が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであると きは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を 取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が支払う配当及びその 法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部 が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときにおいても、 当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該配当の 支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久 的施設若しくは固定的施設と実質的に関連するものを除く。)に対してい かなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課 することができない。

第十一条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対 しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、また、当該 締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該 利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パ ーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であつて、他方の

締約国の政府(地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府(地方公共団体を含む。)、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

- 4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。
- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その 利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施 設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国 内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、 当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施 設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第 七条又は第十四条の規定を適用する。
- 6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共 団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたもの とされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わな い。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合におい て、その利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施 設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は固定的施設によっ て負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的 施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 7 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2(a) 工業的使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、 また、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租 税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合に は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
 - (b) 文化的使用料に対しては、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料が生じた締約国において租税を免除する。
- 3(a) 2において、「工業的使用料」とは、特許権、商標権、意匠、模型、 図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価と して、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権 利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する 情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
 - (b) 2において、「文化的使用料」とは、文学上、美術上又は学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、その使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。
- 6 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の 関係により、使用料の額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報 を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益 者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意し たとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のう ち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国 の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

- 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第九条4の規定は、条約について適用 される。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

4 条約の適用上、一方の締約国の居住者が株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格の活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用する

ことができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

- 1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除く ほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その 他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行われ ない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤 務が他方の締約国内で行われる場合には、その勤務から生ずる報酬に対 しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行 う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる ことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することが できる。
 - (a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
 - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる 者から支払われること。
 - (c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定 的施設によつて負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用 する船舶又は航空機において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該 一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、その所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動について取得する所得がその芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、その所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われた締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によつて行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、その所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬及び一方の締約国の居住者に支払われる保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

- 1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国 又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (b) もつとも、当該役務が他方の締約国において提供され、かつ、(a)にいう個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者で

ある場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ 租税を課することができる。

- (i) 当該他方の締約国の国民
- (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となっ た者でないもの
- 2(a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される 役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約 国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは 当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退 職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すること ができる。
 - (b) もつとも、(a) にいう個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体が行う事業に関連 して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第 十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

- 1 大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行う ため一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又 は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他 方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る 報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から 生ずる所得については、適用しない。

第二十一条

- 1 一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であつた個人であつて、次のいずれかのことを主たる目的として当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該一方の締約国に到着した日から五課税年度を超えない期間、2に掲げる給付につき当該一方の締約国において租税を免除される。
 - (a) 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において 勉学をすること。

- (b) 職業上の又は専門家の資格に必要な訓練を受けること。
- (c) 政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、 手当又は奨励金の受領者として勉学又は研究をすること。
- 2 1にいう給付は、次のものとする。
 - (a) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
 - (b) 交付金、手当又は奨励金
 - (c) 当該一方の締約国内で提供する人的役務によつて取得する所得であって、一課税年度において、当該一方の締約国が日本国である場合には合計六十万日本円、当該一方の締約国がポーランドである場合には合計十万ポーランド・ズオチを超えないもの

第二十二条

- 1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定が ないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すること ができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除する ことに関する日本国の法令に従い、
 - (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてポーランドにおいて租税を課される所得をポーランドにおいて取得する場合には、その所得について納付されるポーランドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうちその所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (b) ポーランドにおいて取得される所得が、ポーランドの居住者である 法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも 二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支

払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人がその所得について納付するポーランドの租税を考慮に入れるものとする。

- 2 ポーランドの税法に従い、
 - (a) ポーランドの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、(b)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。もつとも、ポーランドは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得についてその免除が行われなかったとしたならば適用されることとなる税率を適用することができる。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第五条6の規定は、条約第二十三条2 (a)の規定に代わる。

第五条 二重課税の除去のための方法の適用

6(a) ポーランドの居住者が、条約の規定に従って日本国において租税を 課することができる所得を取得する場合(当該所得が日本国の居住者 によって取得される所得であることのみを理由として条約の規定に 従って日本国において租税を課することができる場合を除く。)には、 ポーランドは、日本国において納付される所得に対する租税の額を当 該居住者の所得に対する租税の額から控除する。

ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

- (b) ポーランドの居住者が取得する所得について条約の規定に従って ポーランドにおいて租税が免除される場合においても、ポーランド は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額を算定するに当たり、 その免除された所得を考慮に入れることができる。
- (b) ポーランドの居住者が第十条から第十二条までの規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ポーランドは、日本国において当該所得について納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に対するポーランドの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定されたポーランドの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

第二十四条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。
- 2 一方の締約国の居住者である者が他方の締約国内に有する恒久的施設 又は固定的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動 を行う当該他方の締約国の居住者である者に対して課される租税よりも 不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

- 3 第九条、第十一条7又は第十二条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。
- 6 この条の規定は、社会化された企業を対象とする所得又は利得に対する税に関するポーランドの特別の制度に影響を及ぼすものではない。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める者は、その事案について、当該締約国の国内法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又はその事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対

して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合 しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなけれ ばならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の国内法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するために必要な情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも開示してはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う 義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵 触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政 の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取 引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に 反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用 される。

第七条 条約の濫用の防止

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を 考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に 得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断する ことが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与え ることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを 除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十八条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、ワルソーで交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるもの とし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後 に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、 この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六 月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終 了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国に おいて、その終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各 課税年度の所得について効力を失う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために 大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために ステファン・ペルコヴィッチ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド 人民共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、 条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

- 1 条約第四条2に関し、双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則を考慮に入れて、問題を合意により解決する。
 - (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者と みなす。その使用する恒久的住居が双方の締約国に存在する場合に は、当該個人は、その人的及び経済的関係のより密接な(中核となる 重要な利害関係を有する)締約国の居住者とみなす。
 - (b) 中核となる重要な利害関係を有する締約国の決定ができない場合 又はその使用する恒久的住居がいずれの締約国にも存在しない場合 には、当該個人は、その常用の住居が存在する締約国の居住者とみな す。
 - (c) 常用の住居が双方の締約国に存在する場合又はいずれの締約国に も存在しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住 者とみなす。
- 2 条約第八条に関し、同条の規定は、賃借している船舶又は航空機を国際 運輸に運用することによつて取得する利得及び次に掲げる利得その他船 舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連した補助的な活動によつ て取得する利得にも適用することが了解される。
 - (a) 船舶又は航空機を賃貸すること(裸用船であるか否かを問わない。) によつて取得する利得。ただし、船舶又は航空機の国際的な運用に従事する企業が、賃貸により臨時的な所得を取得する場合に限る。
 - (b) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して、コンテナー、コンテナーの運送のためのトレーラーその他の関連設備又ははしけ運搬船方式で運航するはしけを使用し、保持し又は賃貸することによって取得する利得
- 3 条約第二十四条5に関し、「すべての種類の税」には、ポーランドの営業許可手数料及び在住登録手数料を含まないことが了解される。

千九百八十年二月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために 大来佐武郎

ポーランド人民共和国政府のために ステファン・ペルコヴィッチ